平成２６年（フ）第３０号
兵庫県姫路市広畑区東新町１丁目20―２津田ビル401号、住民票上の住所兵庫県高砂市中筋４丁目７番30―203号エスタ―ブレＡ
破産者　大道　雅代
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４号
鳥取県東伯郡北栄町下神648番地
破産者　山下　　修
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第５９５号
広島市南区宇品東２丁目５番11号
破産者　髙野　　博
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９６号
仙台市青葉区みやぎ台３丁目35番18号
破産者　黒田　剛史
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
福島県郡山市大槻町字中ノ平364―１ハイツ中ノ平201号室、住民票上の住所福島県双葉郡大熊町大字小入野字東大和久360番地の10
破産者　徳永　賀子
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１７３４号
神奈川県大和市草柳３丁目16番地16　ウイングマンションベステンス203
破産者　小嶋　明広
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９０６号
横浜市泉区中田東２丁目13番15号　ベルデュールＢ102号
破産者　本間　義博
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４３号
神奈川県鎌倉市小袋谷２丁目５番１―318号
破産者　西山　良紀
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３９号
金沢市東山１丁目19番７号
破産者　あじさい城南歯科医院こと　長尾　壽和
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４９号
兵庫県南あわじ市潮美台１丁目11番地13、前住所兵庫県南あわじ市福良甲1291番地３
破産者　久留米勇介
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第４７７号
大分市大字松岡3536番地の２　プチハウスＩ101
破産者　津田　秀文
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５８号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住27棟5566号、開始決定時の住所山口県防府市敷山町38番７号
破産者　尾崎　博己
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１３７１号
大阪府四條畷市南野２丁目18番24号、前住所大阪府枚方市長尾元町２丁目30番13号
破産者　梅本　　均
１　破産債権の届出期間　平成26年８月15日まで
２　一般調査期日　平成26年９月29日午後３時30分
平成26年７月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３号
愛知県稲沢市国府宮４丁目10番20号
破産者　合名会社三井ハム荻山商会
１　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
２　一般調査期日　平成26年10月20日午前11時
平成26年７月14日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２４号
愛媛県西条市丹原町願連寺253番地
破産者　青の商事こと　青野　義明
１　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
２　一般調査期日　平成26年10月27日午前10時
平成26年７月14日　松山地方裁判所西条支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第１７８号
北海道岩見沢市７条西11丁目10番地４
破産者　前　　和幸
１　期日　平成26年８月22日午後２時
２　会議の目的　財産状況の報告及び計算の報告
平成26年７月９日
札幌地方裁判所岩見沢支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１６号
山口県岩国市錦町広瀬6759番地８
破産者　堀江　哲哉
異議申述期間　平成26年８月25日まで
平成26年７月14日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１８３９号
名古屋市千種区千種３丁目18番４号　三浦奈美方、従前の住所名古屋市東区出来町２丁目８番８号　ザ・シーン徳川園2004号
破産者　水永　哲夫
免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
平成26年７月11日
名古屋地方裁判所民事第２部